

芝浦工業大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2018（平成30）年度大学評価の結果、芝浦工業大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2019（平成31）年4月1日から2026（平成38）年3月31日までとする。

II 総 評

芝浦工業大学は、建学の精神である「社会に学び、社会に貢献する技術者の育成」に基づき、大学の理念・目的を「学術の中心として深く工学の研究を行い世界文化に貢献し、併せて広く一般の学術教養と専門の工業教育を施すことにより、学生の人格を陶冶し、学理を究めさせ体位の向上を図り、もって優秀なる技術者を養成することを目的とする」と定めている。また、2015（平成27）年度に中・長期計画として「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」を策定し、アジア工科系大学トップ10を目指すための具体的な指標を含む施策を明示し、学長のリーダーシップのもとで教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

教育については、一部の研究科を除いて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき適切に教育課程を編成し、全学部においてカリキュラムの全体構造、科目間の関連性をカリキュラムマップ、履修モデルに示し、学生が体系的・順次的に履修できるように努めている。また、アクティブ・ラーニング科目の割合を高め、受動的講義から能動的学習への転換を図るとともに、文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）」等に積極的にアプローチすることで、学外からの視点も活用しつつ教育改革に努めている。なかでも、アクティブラーニングスペースとして「イ・コ・バ（Innovative Collaboration Bench）」を設け、理念・目的の実現を目指してグローバルな教育研究環境の整備に努めていることは評価できる。

「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」では、グローバル理工大学を目指すとともに、「知と地の創造拠点」として活動することを謳っており、地域の企業や公共団体等と連携した社会連携・社会貢献に関しても積極的に取り組んでいる。特に、「複合領域産学官民連携推進本部」を中心とした教職協働体制を整備し、各キャンパスの所在地域との連携を強化し、教育活動と連携した地域課題の解決に継続的に取り組んでいることは評価できる。

一方で、改善すべき課題も見受けられる。教育について、まずは修士課程・博士課程において、学位授与方針に修得すべき知識、技能、能力などの学位にふさわしい学習成果を示していない研究科がある。さらに、すべての研究科において学位論文の審査基準が明確にされておらず、研究指導の方法及びスケジュールを定めた研究指導計画が策定されていないため、これらの大学院教育の基礎となる事項の整備が求められる。また、学士課程では、単位の実質化を図る取組みが不十分であるため、教職課程の履修も含めて単位制の趣旨に照らして、適切な措置を検討することが必要である。

これらの課題の多くは、学部間あるいは研究科間での取組みの違いに起因するものであることから、全学的な観点に立つ活動が望まれる。

その改善に向けて、2017（平成 29）年度に「学部長・研究科長会議」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付け、従来の自己点検・評価活動と「100 周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」における行動目標の達成状況の検証と連動させた内部質保証システムを構築したため、今後はこのシステムを有効に活用し、改善・向上に向けて取り組むことに期待したい。

なお、内部質保証システムについては、2017（平成 29）年に内部質保証に係る組織の役割を見直して体制を構築したものの、それにあわせて 2018（平成 30）年に関連する規程を改定し、上記のシステムの明文化に至った。このように取組みが緒に就いたばかりであることから、システムの有効性を検証しつつ、学内での理解を深めながら全学的に展開し、新たな内部質保証システムを機能させたさらなる改善につなげることが期待される。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

学則や大学院学則、専門職大学院学則に、大学と学部・研究科の理念・目的が適切に定められ、学内だけではなく広く社会にも分かりやすく公表している。また、2015（平成 27）年度に中・長期計画として「100 周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」を策定し、大学の理念・目的の実現のために継続的に全学的な改革が押し進められている。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神である「社会に学び、社会に貢献する技術者の育成」に基づき、学則に大学の理念・目的を「学術の中心として深く工学の研究を行い世界文化に貢献し、併せて広く一般の学術教養と専門の工業教育を施すことにより、学生の人格を陶冶

し、学理を究めさせ体位の向上を図り、もって優秀なる技術者を養成することを目的とする」と適切に定めている。

各学部・研究科の教育研究上の目的については、例えば、デザイン工学部では「工学と人間の感性および社会との調和・融合を図り、創造的なものづくり能力を素養にもつ、実践的な人材を育成する」と示している。このように、大学の理念・目的を踏まえ、各学部・研究科の設置背景や教育内容に適合する具体的な目的を定めている。

また、近年のグローバル化を背景に、建学の精神を「世界に学び、世界に貢献するグローバル理工学人材の育成」と読み替え、この使命を果たすための中・長期計画及びその実現に向けた事業計画を教職員に配付するほか、ホームページにも掲載することで周知を図っている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は、学則、大学院学則、専門職大学院学則に適切に明示している。これらは、学部・研究科の『学修の手引』に掲載して全教員や学生（新入生）に配付するとともに、各種会議を通じて教職員間でも共有されている。また、ホームページを通じて分かりやすく社会にも公表しており、周知を図っている。特に、建学の精神については、「大学案内」等の学内刊行物に明示しているほか、ガイダンスや新任教職員研修会等の学内行事においても周知に努めている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の理念・目的の着実な実現のために、2015（平成 27）年度に中・長期計画として「100 周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」を策定し、2027 年度の創立 100 周年に向けた戦略を示している。この戦略は、アジア工科系大学トップ 10 を目指すため、「理工系教育日本一」や「知と地の創造拠点」などの具体的な 5 つの柱を軸に、学長室による行動計画と各教学組織の行動計画からなっている。

これらの行動計画は、年間 3 回開催される「大学会議」において、数値目標の設定や進捗状況・成果を報告することで全学的な状況共有が図られている。また、学長室と各教学組織の報告を照合することで、両者の整合性を確認・検証し、必要に応じて行動計画の修正や調整等の見直しを行っている。

2 内部質保証

<概評>

2017（平成 29）年に「内部質保証に関する内規」を定め、内部質保証の推進に責任を負う組織として「学部長・研究科長会議」を位置付け、同会議を中心とする内部質保証システムの構築に取り組んでいる。あわせて、内部質保証の方針を定め、内部質保証の基本的な考え方を明示し、ホームページにて公表している。毎年度「大学点検・評価分科会」のもとで各学部・研究科・部局が実施する自己点検・評価の結果から明らかになった課題等は、「学部長・研究科長会議」で改善方針を策定し、改善につながる仕組みとしている。一方で、「100 周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」の行動計画の進捗や成果については、「大学会議」において検証しており、今後は教育研究に関して、「学部長・研究科長会議」及び「大学会議」の相互の役割分担に基づく機能的な活動に期待したい。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証の方針において、基本的な考え方、体制、内部質保証システム、関連する諸組織、諸方針と改善・改革のための行動指針を示しており、基本的な考え方として「目的・理念の実現のため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その評価結果を改革、改善につなげることを通じ、恒常的かつ継続的に教育の質の保証及び向上に努め、その評価結果を社会に公表する。本学が自らの責任で大学の質を維持し向上させる行為を内部質保証という」と明示している。この方針は、ホームページに公表している。

内部質保証の手続について、その責任主体を「学部長・研究科長会議」と位置付け、各学部・研究科等で実施した自己点検・評価の結果を「大学点検・評価分科会」で大学全体の自己点検・報告書としてとりまとめ、「大学外部評価委員会」にて外部評価を受けた後に、「学校法人芝浦工業大学評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）へ提出している。自己点検・評価の結果から明らかとなった課題等は「学部長・研究科長会議」に報告され、改善策を協議することとしている。

なお、2013（平成 25）年にガバナンス改革の一環として、常勤監事を置き、「学部長・研究科長会議」などの教学関係の重要な会議に出席するなど監事機能の強化を図っている。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2017（平成 29）年度に制定した「内部質保証に関する内規」において、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を「学部長・研究科長会議」と定め、その役割を「大学全体の教育研究活動等の有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施する」と示している。同会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、大学事務部門の代表者、その他学長が指名した者で構成されており、「評価委員会」を中心に実施された自己点検・評価の結果に基づく課題の改善方針を大

学的意思決定を行う学長へ諮り、改善策の実行を各学部・研究科・部局へと指示する役割を担っている。

一方で、内部質保証の推進の責任主体としている「学部長・研究科長会議」と、「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」に示した行動計画の進捗や成果を定期的に検証及び共有を行っている「大学会議」との役割分担については、今後より一層明確にし、両者の機能的な運用に期待したい。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学長室から提案された学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「3つの方針」という。）の策定のための全学としての基本的な考え方は、「学部長・研究科長会議」にて審議・決定のうえで、各学部・研究科に共有されている。各学部・研究科が定めた3つの方針は、「体系的な見直し方針」とチェックリストを策定し、全学としての基本的な考え方との整合性を確認している。

従来取り組んでいる自己点検・評価活動は、学部・学科、研究科・専攻の自己点検組織で自己点検・評価を実施し、この結果を「大学点検・評価分科会」でとりまとめ、学外者を加えて構成される「大学外部評価委員会」が精査・評価したうえで「評価委員会」にその結果を提出し、同委員会では外部評価で指摘を受けた事項等を踏まえて、大学全体を通じた評価を行ってきた。2017（平成29）年度からはその結果を「学部長・研究科長会議」へ報告し、課題や改善方針等を策定したうえで、同会議から各部局へ示す仕組みを整備した。このように従来の自己点検・評価活動の結果を受けて、「学部長・研究科長会議」が改善策を策定し、各学部・研究科等へ示す仕組みを機能させはじめたところであり、従来の自己点検・評価活動によって、これまで行政機関や認証評価機関等からの指摘事項にも適切に対応していることから、引き続き、新たな内部質保証システムを機能させていくことが期待される。

なお、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するため、前述のとおり自己点検・評価活動において数名の学外者が「大学外部評価委員会」等に参画しており、多面的な指摘や意見を受ける等の工夫を行っている。

この全学的な自己点検・評価活動に加えて、「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」に示した行動計画の達成度の検証にも取り組んでおり、各学部・研究科で数値目標に照らして検証した結果を、「大学会議」において審議し、進捗管理を通じて中・長期計画で掲げた各事業を確実に実施するよう努めている。また、「大学会議」には「学部長・研究科長会議」の構成員を含むことで、情報の共有を行っている。

上述のとおり、自己点検・評価及び「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」によって、教育の改善・向上を図る仕組みとしており、これが機能し始め

ていることから、継続した取組みを期待したい。

- ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

大学全体、各学部・研究科等の各機関で実施された自己点検・評価結果は「点検・評価報告書」としてとりまとめ、ホームページに公表している。さらに、専任教員の教育研究活動、大学運営・社会貢献に関する情報、財務計算書類、監査報告書、事業報告書等をホームページにて広く公表している。

- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価については、これまでの改善として、2017（平成 29）年度に「内部質保証に関する内規」を定めて、内部質保証システムに責任を負う全学的な組織を明確にした。あわせて、規定の内容に齟齬があった学則を 2018（平成 30）年度に改正し、「学部長・研究科長会議」について「教学に関する重要な事項を審議する」と定め、教学マネジメントの責任主体が明確になったところである。そのため、今後はこの内部質保証システムについて、定期的な点検・評価を通じて有効性を検証し、より機能的なシステムへと改善することを期待したい。

3 教育研究組織

<概評>

大学の理念・目的の実現に向けて、4 学部・2 研究科をはじめ、附置研究所・センターを設置している。教育研究組織の適切性の点検・評価については、学長室、学部長室が主体となって、さまざまな会議において全教職員に共有される毎年の入試・進学実績データをもとに点検・評価し、組織の改善・向上に取り組んでいる。今後は「学部長・研究科長会議」を責任主体とした内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の精神に基づいて、4 学部（工学部、システム理工学部、デザイン工学部、建築学部）16 学科、2 研究科（理工学研究科（修士課程・博士（後期）課程）、工学マネジメント研究科（専門職学位課程））10 専攻を設置している。また、教職協働で教育の質保証と教育活動改善の推進を目的とした「教育イノベーション推進センター」、社会に貢献する人材育成とイノベーション創出推進を目的とした「S I T

総合研究所」、情報環境の整備と教育研究活動の発展に寄与することを目的とした「学術情報センター」を設置しており、大学の理念と目的に沿った教育研究組織を適切に構成している。

なお、2018（平成 30）年度より工学マネジメント研究科（専門職学位課程）は募集停止となるものの、技術経営工学教育については、その重要性に鑑みて、「MOT 教育検討委員会」を設置し、カリキュラムの検討を行い、全学的に展開していくこととしている。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、学長室、学部長室が主体となつて、さまざまな会議において全教職員に共有される毎年の入試・進学実績データをもとに点検・評価し、その内容を受けて「学部長・研究科長会議」にて関係機関と調整のうえ、改善案等を決定しており、2009（平成 21）年度には、生命科学や数理科学分野を拡充することでシステム工学部からシステム理工学部への名称変更を行うなど社会動向に応じた改善につなげている。2017（平成 29）年度から「学部長・研究科長会議」を内部質保証システムに責任を負う全学的組織と定め、新たな内部質保証システムの体制を整備したため、今後は教育研究組織の適切性について、この内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価及び「100 周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」の達成度検証に基づいた、改善・向上に向けた取り組みが期待される。

4 教育課程・学習成果

<概評>

教育課程の編成・実施方針と学位授与方針が大学全体及び各学部・研究科において設定され、その連関性については、学長室が作成した「体系的な見直し方針」に沿って点検されている。いずれの学部・研究科もカリキュラムマップの導入等により、カリキュラムの順次性は担保されている。

教育方法については、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法に配慮しており、デザイン工学部では開講科目のうち、アクティブ・ラーニングを採り入れた科目の割合が大半を占めている。学習の可視化や総合的ポートフォリオ（SIT ポートフォリオ）の構築等、教育課程の改善に向け、積極的に取り組んでいる。しかし、1 年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録することが認められている教職課程科目については、単位の実質化を図るための措置が不十分なため、改善が望まれる。また、研究科において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定、研究指導計画及び学位論文審査基準の明示に課題がみられるので、確実な研究指

導が行えるよう改善が求められる。さらに、研究科におけるコースワークとリサーチワークの配置に関しては、学生が適切に履修を行えるよう科目区分の明確化等の措置が求められる。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学全体の学位授与方針として「世界と社会の多様性を認識し、高い倫理観を持った理工学人材として行動できる」「問題を特定し、問題解決に必要な知識・スキルを認識し、不足分を自己学修し、社会・経済的制約条件を踏まえ、基礎科学と専門知識を運用し、問題を解決できる」「関係する人々とのコミュニケーションを図り、チームで仕事ができる」の3項目を定義し、ホームページにて公開している。また、大学全体の学位授与方針に基づいて、各学部・研究科及び各学科・専攻で学位授与方針を定め、『学修の手引』やホームページなどに公表している。例えば、デザイン工学部の『学修の手引』では、学位授与方針を掲載するだけでなく、その背景や方針の詳細についても丁寧に説明しており、学生が容易に理解できるよう工夫されている。

しかし、授与する学位ごとに学位授与方針を設定していない研究科があるため、改善が求められる。さらに、学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない研究科があるため、改善が求められる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学及び各学部・研究科の教育目標・教育方針と学位授与方針に基づき、それぞれ教育課程の編成・実施方針を定め、『学修の手引』及びホームページに公表している。教育課程の編成・実施方針と学位授与方針については、2016（平成28）年度に学長室が発表した「3つのポリシーの体系的な見直し方針」に基づき、大学・大学院、学部・研究科、学科・専攻において、各方針の見直しを全面的に行い、整合性を担保している。しかし、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を設定していない研究科があるため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

全学部において、学位授与方針の内容を踏まえて、各授業科目の関係性を図式化したカリキュラムマップ、履修モデル、カリキュラムフロー、教育体系図などを導入していることから、カリキュラムの順次性は担保されている。そのうえで、実践を重視した専門科目を配置するなどの工夫を行っており、例えば、システム理工学部では、講義科目である「システム工学A」等とそれに対応するプロジェクトベースドラーニング（PBL）科目である「システム工学演習A」等を組み合わせ、下

位年次からプロジェクトを通じた実践・経験ができる科目を配置している。また、全学部において、地域の事例・課題の理解と解決策に関する科目群として「地域志向授業科目」、地域課題解決に対する提案を行う演習科目群として「地域連携PBL」などを設け、地域課題の理解・解決に触れる「地域志向科目」を配置し、年々科目数の増加を図っている。

理工学研究科では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育として、専門分野のみの学修に偏ることを避け、教養リベラルアーツ系の副専攻プログラムや「国際PBL」科目が提供されている。しかし、コースワーク科目とリサーチワーク科目の区分が明確ではないため、学生が履修する際に分かりやすいよう、科目区分の明確化が望まれる。

専門職大学院では、理論教育と実務教育を配置し、技術経営の専門性を養成する科目を配置している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各学科において1年間（学部によっては半期）に履修登録できる単位数の上限を定め、単位の実質化を図る措置を行っている。しかし、教職課程科目については、この上限を超えて履修することを認めており、同課程を履修する学生に対して、単位の実質化を図る取組みは特段行われていない。そのため、教職課程を履修する学生の履修状況や授業外の学習時間、単位修得状況などを把握・管理し、1年間に履修登録できる単位数の上限を見直す、あるいはこれ以外に単位の実質化を図る措置を検討するなどの改善に向けた取組みが求められる。

効果的に教育を行うため、授業形態に応じた履修者の制限等、適切な学修環境を担保している。デザイン工学部においては、受動的な講義から能動的な学習へ転換を図るため、アクティブ・ラーニング科目を積極的に開講し、授業におけるアクティブ・ラーニング科目の割合が高くなっている。

研究科では指導教員のもと、入学から研究指導を通じて修士論文あるいは博士論文の作成に取り組んでいる。ただし、研究指導計画について、修士課程は『学修の手引』や専攻別ガイダンスの資料などで修了要件等を説明しているものの、研究指導の方法及びスケジュールを具体的に定めた研究指導計画とはいえない。また、博士（後期）課程は研究指導計画を策定していないため、あわせて是正されたい。

専門職大学院では、実務的な課題を多く扱う演習時間において、発表、グループ議論、ケース研究等を実施し、能動的な学びを実践することにより、実務能力の向上を目指す教育を実施している。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績の評定基準、学外単位等認定制度、進級条件、卒業要件（大学院は修了要件）

などを『学修の手引』に明記している。授業の目的、到達目標、授業計画、必要学習時間、授業時間外の課題、成績評価方法及び基準が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた成績評価を行っている。学士、修士、博士の学位ごとに学位授与の必要事項を学位規程において定め、ホームページで公表している。しかし、学位論文の審査基準については、すべての研究科において、『学修の手引』に掲載の内容は、学位審査の内容や要件にとどまっているので、改善が求められる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学士課程では全学的に導入したTOEIC®やPROGテスト（1、3年次生対象）及び卒業研究（総合研究）でのルーブリックの活用等により、学習成果の計測・検証を行っている。さらに、2017（平成29）年度から大学IRコンソーシアムに加入し、学生調査による学習成果の測定について全国的な共通調査に参加している。

修士課程及び博士（後期）課程においても、「システムマネジメント特論」「システム工学特別演習」「産学・地域連携PBL」「国際PBL」等でルーブリックを活用した学習成果の計測を実施している。

これらの取組みは、大学教育再生加速プログラム（AP）の採択を機に、「アクティブ・ラーニング&アセスメントオフィス」で数値分析等を実施しており、その結果は「教育イノベーション推進センター運営会議」及び「学部長・研究科長会議」に報告され、教育課程や教育方法の見直しなど、改善・向上に向けた取組みに活用している。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価については、「学長室会議」で取り上げ、その結果を「学部長・研究科長会議」で審議・決定している。

全学部を対象とした全学共通科目等については、「教育イノベーションセンター」の各部門から企画・立案した事項を「教育イノベーションセンター運営会議」において審議・検討を行っており、「学部長・研究科長会議」と「教育イノベーションセンター運営会議」の連携のもと、大学教育再生加速プログラム（AP）の採択、新ラーニングマネジメントシステム（LMS）の運用、総合的ポートフォリオ（SITポートフォリオ）の構築等、教育課程の改善に向けた活発な取組みを実践している。

また、専門科目等については、各学部・研究科等で行う毎年度の自己点検・評価によって明らかとなった改善すべき事項について、「学部長・研究科長会議」で審議し、その結果を受けて各学部・研究科で改善に向けて取り組んでいる。

引き続き、新たな内部質保証システムのもとで、各学部・研究科におけるPDC

Aサイクルを全学的な観点から支援していくことが望まれる。

＜提言＞

改善課題

- 1) 理工学研究科国際理工学専攻修士課程及び同機能制御システム専攻博士（後期）課程では、学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していないため、改善が求められる。また、理工学研究科博士（後期）課程では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定していないため、改善が求められる。
- 2) すべての学部において、単位の実質化を図る措置として、学科ごとに1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、教職課程に関わる科目等について、この上限を超えて履修登録することを認めており、対象となる学生への単位の実質化を図る措置は行われていない。そのため、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修する学生の状況等を把握・管理し、制度を見直すなど、単位制の趣旨に照らして、改善が求められる。
- 3) 専門職大学院を除いたすべての研究科において、課程ごとに学位論文の審査基準を明確にしていないため改善が求められる。

是正勧告

- 1) 専門職大学院を除いたすべての研究科において、課程ごとに研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

5 学生の受け入れ

＜概評＞

大学全体に加え、学部・学科、研究科・専攻ごとに学生の受け入れ方針を適切に定め、求める人物像や身につけておくことが望まれる能力を示している。これらの方針に対応した多様な入学者選抜の制度を整備し、学長を本部長とする「入試実施本部」を組織して責任体制を明確にしたうえで、入学者選抜を厳格かつ公正に実施している。また、入学者数、在籍学生数はともに入学定員及び収容定員に沿って概ね適切に管理されている。学生の受け入れの適切性の点検・評価については、2018（平成30）年度からアドミッションセンターでの検証結果をもとに改善に取り組む主体が、各学部の入試委員会や教授会から「学部長・研究科長会議」に変更されたので、今後は内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価に基づいた、改善・向上に向けた取り組みが期待される。

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

全学の学生の受け入れ方針として「数学および自然科学（物理学、化学、生物学などの科目）の基礎を学び、理工学と科学技術に対して強い興味関心を持ち、将来この学問を通じて我が国と世界の持続的発展に貢献しようという意思を持つ人」等の求める人物像を定めている。さらに、大学全体の方針に基づいて、各学部・学科でも具体的な方針を適切に定め、各研究科・専攻でも「求める人物像」もしくは「受け入れる人物像」について具体的に定めている。これらの方針は、いずれもホームページと学生募集要項などを通じて広く社会に公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学部では、学生の受け入れ方針に定める「高等学校等において身につけておくことが望まれる能力等」を多面的・総合的に評価する入学者選抜の制度を適切に整備している。研究科でも、学生の受け入れ方針に応じて、入学者選抜の制度を適切に整備している。

学部の入学者選抜の運営については、大学全体の入学試験を統括する組織であるアドミッションセンターが入学者選抜方式の新設や見直し等を企画・立案し、「学部長・研究科長会議」で決定している。

学部の入学者選抜試験は学長を本部長とする「入試実施本部」を設置し、責任体制を明確にしたうえで実施している。また、入学者選抜における合否判定会議を各学部設置して合否判定を行い、その結果を「学部長・研究科長会議」で審議し、学長が決定する手続となっており、入学者選抜を厳格かつ公正に実施している。

研究科については、各専攻で入学試験を運営し、入学者選抜については、「大学院理工学研究科専攻長会議」で入学者選抜方式から合否判定までを審議し、「大学院理工学研究科委員会」への報告を経て、学長が決定している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

アドミッションセンターで志願者数や入学定員充足率などの動向を分析し、入学定員を見直すなど、適切な定員管理に向けて取り組んでいる。具体的には、入学定員の増加（工学部など3学部）や募集停止（工学マネジメント研究科（専門職学位課程））を行っており、学部・研究科における学生の受け入れは、入学者数、在籍学生数ともに入学定員並びに収容定員に沿って適切に管理されている。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

アドミッションセンターで、在籍学生の入学者選抜方式ごとの成績追跡、大学院進

学調査、退学率や留年率などの調査を行い、各選抜方式の傾向や募集定員の妥当性などについて検証している。従来は、各学部の入試委員会や教授会で、その結果を用いた検証を行い、次年度の入学者選抜方式の見直しを行ってきた。2018（平成 30）年度に関連規程を改正し、アドミッションセンターでの検証結果は「学部長・研究科長会議」で審議することに変更している。今後は、内部質保証システムを有効に機能させ、改善・向上に向けたさらなる取組みに期待したい。

6 教員・教員組織

<概評>

大学の理念・目的に沿って、大学が求める教員像を明確に示しており、学部・研究科ごとに特徴のある教員組織の編制方針を定め、それを公表し教職員に共有している。必要な教員数を十分満たし、概ね適切な教員組織を編制し、昇任・採用についても規程に沿って行っている。また、教員の資質向上のために各種のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に取り組んで成果を上げている。今後は「学部長・研究科長会議」を責任主体とした内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員 組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学全体として「建学の精神ならびに教育目標を十分に理解したうえで、日々の研鑽と、不断の努力により、学生の成長を促す優れた教育を行う人間性と、高度な専門性を有する教員」等の大学として求める教員像を明示している。そのうえで、「大学設置基準、大学院設置基準などの法令に基づき、十分な教員を配置する」「各学部・研究科の特性を踏まえ、多様性に配慮した教員の採用・編成を行う」等の全学的な教員組織の編制方針及び各学部・研究科の教員組織の編制方針を定め、ホームページに公表している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

学士課程、修士課程、博士（後期）課程、専門職学位課程の教員数は、いずれも大学設置基準及び大学院設置基準等において必要とされる基準数を満たしている。専門科目における専任教員の割合は、建築学部で若干低くなっているものの、その他の学部については高い割合となっている。また、2017（平成 29）年度に新たに設置した国際理工学専攻では、大学が目指す国際化に向け、研究科のみに属する教員を配置するなど教員組織における工夫が見られる。

女性教員と外国人教員の比率を上げることを全学的な目標に掲げ、特に女性教員

については文部科学省の補助事業に採択されたことを契機にその数を増加させている。ただし、外国人教員の増員の目標達成については、さらなる取組みが望まれる。なお、年齢構成は、工学マネジメント研究科において 50 代以上の教員が多数を占めているものの、全学的には方針に沿った教員組織が整備されている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用に関しては、「芝浦工業大学専任教員任用手続規程」を定めて、学長の責任のもとに基準や手続を明確にしたうえで、同規程に従い「採用候補者選考委員会」を設置して検討されており、公正性に配慮して適切に行っている。また、教員の昇任や資格審査基準の見直しは、「教員資格審査規程」を定めて、学長の責任のもとに基準や手続を明確にしたうえで、「学部教員資格審査委員会」を設置して検討されており、公正性に配慮して適切に行っている。

なお、教員採用については、各学科の公募情報を公開する前に、内容について学長室及び「学部長・研究科長会議」で検討する等、学長のリーダーシップのもとに戦略的に行われている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

「教育イノベーション推進センター」の「FD・SD部門」によって、学部のみならず研究科に対しても「FD講演会」等のさまざまなFD活動が組織的に実施されている。なお、同センターは 2016（平成 28）年に文部科学大臣より私立大学では 2 校目の「理工学教育共同利用拠点」の認定を受けている。

教員の教育研究活動は 2010（平成 22）年より「教育・研究業績等評価制度」による評価が全教員に課せられ、教育活動、研究活動、大学運営・社会貢献活動について年度初めに各自の達成目標・活動計画を策定し、年度末にはそれらの達成度と改善点を記述したうえで、「教育・研究等評価シート」として所属の学部長・研究科長を経由して学長に提出している。それに対して、学部長・研究科長は必要に応じて助言を行う仕組みによって、教員の資質向上に向けた全学的な取組みとなっている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

各学部・研究科で実施した自己点検・評価結果等に基づき、「学長室会議」「学部長・研究科長会議」において教員組織の適切性を審議している。2017（平成 29）年度から「学部長・研究科長会議」を内部質保証システムに責任を負う全学的組織と定め、新たな内部質保証システムの体制を整備している。今後は教員組織の適切性の点検・評価について、この内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価

及び「100 周年に向けた大学戦略 (Centennial SIT Action)」の達成度検証に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

7 学生支援

＜概評＞

建学の精神に基づき、学生支援に関する方針を明確に定め、大学ホームページにおいて公開している。この方針に基づいて、各支援事業を学生課、キャリアサポート課等において実施している。特に、成績不振者・留年者・休学退学者への対応をシステム化しており、学生諸団体（学生自治会・体育会・文化会）と意見交換や要望を聞く機会を設け積極的に対応している。また、学生が安心して学習できるよう「学生総合保障制度 (SAFEシステム)」を確立するなど、経済的支援の充実を図っている。なお、学生支援に関わる部署では、年度初めに行動目標を設定して、期末には大学会議で、その達成度を報告することにより、点検・評価を実施している。今後は「学部長・研究科長会議」を責任主体とした内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神に基づき、学生支援の方針を、特に入学後の半年間を重視した「修学支援」、経済的に安心して学業を続けることができるような「生活支援」、学生一人ひとりの仕事観を育成する「キャリア支援」の3つの視点で定め、ホームページを通じて公開し、社会に公表している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生課及びキャリアサポート課を各キャンパスに設置し、学生支援のための体制を整え、修学・生活・キャリアの3つの視点で学生を大学の方針のもとで支援している。さらに、全学的な組織である「学生センター」と「キャリアサポートセンター」を設置し、教職協働体制によって、相互の連携のもとできめ細かな支援を行うよう工夫している。

修学支援については、全学的な組織である「教育イノベーション推進センター」の教育・学修支援部門の中に「学習サポート室」を設置し、補習教育、補充教育、障がいのある学生へのサポートを適切に実施している。経済的支援については学生が安心して学業に専念することができることを目的とした保険並びに学内貸与・給付奨学金制度により構成された「学生総合保障制度 (SAFEシステム)」等による支援体制を整備している。

生活支援については、健康相談室や保健室を設置することにより適切な支援を行っている。ハラスメント防止については、ハラスメント防止規程を定め、ハラスメント相談員への電話やeメールを通じた相談のほか、学生が文書で相談できる相談ポストを設けるなど、相談体制を整備している。

キャリア支援については、各キャリアサポート課に資格を持ったキャリアカウンセラーを配置し、相談を受け付ける等の支援を行っている。また、就職・進路支援の一貫として、各授業科目のシラバスに、社会的・職業的自立力（知識活用力、対人基礎力、対自己基礎力、対課題基礎力）の育成に寄与する科目を明示することで、社会で活躍するために必要な力の育成を図っている。

その他の学生支援として、学生諸団体（学生自治会・体育会・文化会）と意見交換や要望を聞く機会を設けている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」のもとで、「学生センター」「キャリアサポートセンター」「学生教職員健康相談室」において行動目標を年度初めに設定し、「大学会議」において期末にその達成度を報告することで、点検・評価を実施している。2017（平成29）年度から「学部長・研究科長会議」を内部質保証システムに責任を負う全学的組織と定め、新たな内部質保証システムの体制を整備したため、今後は学生支援の適切性について、この内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価及び「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」の達成度検証に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

8 教育研究等環境

<概評>

教育研究など環境の整備に関する方針を5項目において定め、学生、教員並びに職員に対してより良い環境を提供するよう努めている。この方針はホームページにおいて公開されている。アクティブラーニングスペースの「イ・コ・バ」及びグローバルラーニングコモンズの整備による留学生との交流施設の充実に努めている。また、図書館利用の利便性改善に向けた施策が利用統計のもとに実施されているなど、教育研究等環境の整備が方針に従い行われている。学生も含めた「教職学協働」を目的に、大学の教育研究環境を改善し向上させる取組みとして、「スチューデント・ジョブ制度」を設けている。教育研究等環境の適切性の点検・評価については、年間3回開催される「大学会議」で実施している。今後は「学部長・研究科長会議」を責任主体とした内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境に関する方針を理念・目的の実現に向け、「施設・設備の整備」「図書館の整備」「情報通信環境の整備」「研究環境の整備」「研究倫理遵守体制の整備」の5項目において定め、ホームページにて適切に公表している。

また、教員の研究環境整備については「研究戦略会議」で基本研究戦略、研究推進に係る予算、施設設備、人員配置などを審議している。さらに、研究拠点である「SIT総合研究所」の中長期戦略を「SIT研究ビジョン」として「産学共同研究の推進」等の3つの重点方策を策定している。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎の面積は、大学設置基準を上回っており、施設・設備整備の方針に沿った管理を「安全衛生委員会」で行っている。すべての建物が車椅子でアクセス可能となる等バリアフリーへの対応を行っている。

建学の精神に掲げるグローバル理工学人材の育成の実現に向けて、アクティブラーニングスペース（イ・コ・バ）やグローバルラーニングコモンズを整備し、留学プログラムの支援や学生同士の異文化交流、語学取得ワークショップ等の学生が能動的に学習を行うための整備を進め、海外への学生派遣及び留学生の受け入れの促進につながっていることは高く評価できる。

情報倫理教育については、ソーシャルメディアポリシーをホームページ上に掲示して、情報利用の際の注意喚起を行っているほか、学生に対して情報モラルの向上のため、自主学習用 e-ラーニングコンテンツの受講を推奨している。

- ③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

豊洲・大宮・芝浦の各キャンパスに図書館を設置している。各キャンパス図書館には、多くの司書資格を有する専任職員及び委託スタッフが配置され、大学の教育・研究を推進するに十分な蔵書、電子ジャーナル等が備えられている。また、図書館満足度調査を実施し、その結果をもとに閲覧できるタイトルを増やすなど、図書館利用の利便性の改善・向上に向けた取り組みを実施していることは評価できる。

- ④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

学内研究資金は、①研究者に広く配分し学内研究の底上げを図るもの、②大学の

ブランド力を高めるような特徴的な研究分野を支援するものに区分され、研究費助成メニューとして設けられている。また、外部資金の獲得を奨励しており、「複合領域産学官民連携推進本部」と「研究推進室」が一体となって、研究者に対してさまざまな支援を行っている。なお、専任教員に対しては、原則個別の研究室を確保している。学生が教育研究支援を行う制度として「スチューデント・ジョブ制度」を規程化し、リサーチ・アシスタント（RA）、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）のほか、大学院学生目線のFD活動を行うラーニング・ファシリテーター（LF）や、教員からの要請により授業を聴講しその感想を教員へフィードバックするスチューデント・コンサルティング・オン・ティーチング（SCOT）の制度を整備し、運用しはじめている。これらの取組みは、今後も教育研究支援の充実に向けて、継続して取り組むことを期待したい。

教員の研究専念時間は制度として設けられていないものの、学長のリーダーシップのもと、担当授業コマ数の削減の検討や、海外の研究留学への支援等が積極的に行われている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守し、研究活動の不正を防止するため、「芝浦工業大学教員倫理綱領」等の規程や、公的研究費の執行ルールを示した「競争的研究資金マニュアル」を整備して全教職員への周知を図り、さらにホームページにて公表している。全教職員を対象にした公的研究費の執行ルール説明会をテレビ会議システムも活用して実施し、欠席者には録画データの提供も行っている。さらに、研究不正の防止に向けてe-learning システムでの研修を全学的な研究倫理教育の柱と位置付け、全教員、研究費を取り扱う職員及び関係する大学院学生を受講対象とし、受講を義務付けている。また、「研究活動不正防止委員会」を設立し、研究倫理に関する各種規程の管理・運用を通じて適切な対応を講じている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価については、「100 周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」のもと、年3回開催される「大学会議」において、関係部局が計画、進捗、成果を報告することで点検・評価を行っている。

2017（平成29）年度から「学部長・研究科長会議」を内部質保証システムに責任を負う全学的組織と定め、新たな内部質保証システムの体制を整備したため、今後は成果が出ている取組みのさらなる伸長や課題の改善に向けて、この内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価及び「100 周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」の達成度検証に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

＜提言＞

長所

- 1) 「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」においてグローバル理工学教育モデル校となることを掲げ、学生の能動的な学びを促進するとともにグローバルな教育研究に対応できる環境整備を行っている。その実現のため、2013（平成 25）年には大宮キャンパスにアクティブラーニングスペースとして「イ・コ・バ（Innovative Collaboration Bench）」を設け、2016（平成 28）年度には、このコンセプトに倣いつつ大宮・豊洲キャンパスにそれぞれグローバルラーニングコモンズを設け、語学習得ワークショップ、留学相談を学生が自主的にできる設備を整備している。国際学生寮も含め、長期的なビジョンに沿ってこれらの施設・設備において留学生との交流環境を充実させ、海外への学生派遣及び留学生の受け入れの促進につながっていることは評価できる。

9 社会連携・社会貢献

＜概評＞

社会連携・社会貢献に関する方針として、「産学官民連携」「地域社会との協働」「国際社会への貢献」を掲げ、多様な活動に取り組んでいる。なかでも、教学組織として「複合領域産学官民連携推進本部」を中心とした教職協働体制を整備し、各キャンパスの所在地の地域との連携を強化し、教育活動と連携してものづくりを通じた地域課題の解決に継続的に取り組んでいることは評価できる。さらに、政府機関のプログラムに参画し、海外諸国におけるものづくりの人材育成やイノベーションの創出にも貢献できる取組みに積極的に参加している。これらの取組みの適切性の点検・評価は、年間3回開催される「大学会議」や「複合領域産学官民連携推進本部管理運営委員会」で実施されている。今後は「学部長・研究科長会議」を責任主体とした内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

建学の精神に基づいて、社会連携・社会貢献に関する方針を「産学官民連携」「地域社会との協働」「国際社会への貢献」の3項目について定め、これをホームページに掲載し、社会連携・社会貢献に取り組む姿勢を社会に対して適切に公表している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針を実践するために、教学組織として「複合領域

産学官民連携推進本部」を2009（平成21）年に開設し、事務組織として「研究推進室」を設置して教職協働による産学官民連携の推進体制を整備している。地域との連携体制を強化しており、各キャンパスを設置している港区、江東区及びさいたま市と交流協定を締結し、各地域と連携プロジェクト事業や交流会を行うなど、地域との交流を活発に行っている。

演習科目において「産学連携・地域連携PBL」を実施し、これと連動して学生も参画しながら、企業との委託・共同研究、知財活用・技術移転に取り組み、その成果を「地域共創シンポジウム 大学とまちづくり・ものづくり」等のイベントを通じて社会に発信することで、地域貢献に取り組んでいることは高く評価できる。この取り組みは、2013（平成25）年度の「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択され、継続的に推進している。また、さまざまな講座やセミナーを実施し、社会に対して大学の知識を適切に還元している。

国際交流事業としては、「マレーシアツイニングプログラム」等の政府間のプログラム等に積極的に参画し、発展途上国・中進国の人材育成・イノベーションの創出に貢献している。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、年間3回開催される「大学会議」や、「複合領域産学官民連携推進本部委員会」において点検・評価を行い、その結果は「学部長・研究科長会議」で検証され、SIT総合研究所等の各機関で改善策の検討や実施を行っている。こうした結果をもとに、「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」の採択により、地域貢献に関するカリキュラム改革が進行し、シラバスに「地域志向ラベル」の項目を導入することで、地域課題関連科目として学生に向けて可視化する取り組みがなされている。

2017（平成29）年度から「学部長・研究科長会議」を内部質保証システムに責任を負う全学的組織と定め、新たな内部質保証システムの体制を整備している。今後は成果が出ている取り組みのさらなる伸長や課題の改善に向けて、この内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価及び「100周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」の達成度検証に基づいた、改善・向上に向けた取り組みが期待される。

＜提言＞

長所

- 1) 社会連携・社会貢献に関する方針において、教育、文化、産業、まちづくり等の分野における地域社会との協働を掲げ、教育活動と連携したものづくりを通じた地域課題の解決に取り組んでおり、これを推進するため、「複合領域産学官民連携

推進本部」を設け、継続的な産業振興に関する地域貢献活動を展開している。具体的には、演習科目で「産学連携・地域連携PBL」を実施し、これと連動することで、ゼミ等を通じて学生も参画しながら地域のまちづくりプロジェクト、技術イノベーション創出及び中小企業の新商品開発の支援につながっている。この成果を「地域共創シンポジウム」等を通じて社会に発信していることは、大学の特性を生かした地域貢献の活動として評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

学長の強いリーダーシップのもとで、教学・事務組織の連携、財政の運営管理、外部資金獲得体制等6項目にわたり、建学の精神に基づく「大学運営に関する方針」が定められ、ホームページに掲載している。各組織については規程を定め、適切な大学運営が可能な組織を整備しており、学長をはじめ教授会の役割・権限等については学則に定めている。また、教職協働の実現を目指す取組みとして、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るためのスタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）を学内外で開催される研修活動を利用して行っている。大学運営の適切性の点検・評価については、監事・公認会計士・監査室による三様監査を定期的に実施し、外部からの点検・評価が可能な制度も構築されている。特に、3名の常勤監事が、大学等の主要な会議に出席するなど、監査業務の充実を図っている。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営に関する方針について、「学長は、強いリーダーシップを発揮しつつ大学改革を迅速かつ適切に推進し、大学のミッションを実現する」「学長は、理事会の支援、教学組織と事務組織との強い連携を通じ、大学のミッションを実現する」「理事会は、大学の永続的発展のために、安全性、健全性を確保した財政の運営管理を行う」等の6項目について定め、ホームページに掲載している。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長選考にあたっては、2014（平成26）年度より理事会が指名する制度が運用されている。これに伴い、教学面の人事予算に関する権限を学長に委ねる学長付託型大学運営がとられている。また、学校教育法の改正に伴い2015（平成27）年度に、学長をはじめとした副学長、学部長、研究科長及び教授会のそれぞれの役割を明確

にし、学則に示している。

大学運営においては、「学部長・研究科長会議」等の大学の運営における主要な会議体についても、規程において審議事項、構成員などを定義し、その役割を明確にしている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか

予算は、財務部門で施設設備関連予算、教育研究関連予算、学長裁量予算としてとりまとめられ、予算編成方針との整合が図られた後に、財務担当理事による全体的な見直しが行われたうえで予算編成を行っている。その後、理事会等での審議のもと、予算が成立する手続となっている。

予算執行については、個々の教員などからの起案のもとに決裁権者の承認を得て実施している。2015（平成 27）年度からは研究費の適正管理を目的に全品検収制度の導入や、年度開始 6 カ月後と年度末直前に予算の補正を行い、予算と執行額の調整をするなど、適正な予算執行と透明性の確保に努めている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、業務内容の多様化・専門性に応じ、柔軟に変更を実施しており、2017（平成 29）年の時点では各キャンパスにそれぞれ配置された学事部を含め、15 の部門を配置して業務にあたっている。

2017（平成 29）年度に職能資格制度から職階級制度へ移行して、事務職員が目指すべきキャリアを明確にし、同時に、採用・昇格など人事に関する「学校法人芝浦工業大学事務職員人事規程」を定め、整備している。事務職員の職務については、「就業規程」等を整備し、業務内容の多様化と専門性を考慮した体制を整えている。また、教学運営等に係る会議体や組織の構成は、基本的に教員と職員が混合しており、教職一体となって協議することで教職協働を実践している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学運営に関する教員・職員の資質の向上を目指して、自らが実施する研修及び外部組織が実施する研修のすべてを SD 活動と位置付け、階級別研修、個別テーマ研修などを組織的に実施している。階級別研修では、管理職層や中堅職員層などに対しては、経営方針・大学施策などの理解促進、入職 1 年目職員などに対しては学内規則、社会人基礎知識などの習得に向けた研修を行っている。個別テーマ研修では、スキルアップと業務知識習得を目的として、管理者スキル向上や業務管理、学校法令関係等のさまざまな個別のテーマに関する研修を実施しており、事務職員及

び教員の意欲・資質の向上に向けて取り組んでいる。

- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価については、「学校法人芝浦工業大学評価規程」に基づき、大学運営を含む教育研究活動のあらゆる面について、1年を単位に外部評価委員の意見を採り入れつつ自己点検・評価を行っている。2017（平成 29）年度から「学部長・研究科長会議」を内部質保証システムに責任を負う全学的組織と定め、新たな内部質保証システムの体制を整備したため、今後は大学運営の適切性について、この内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価及び「100 周年に向けた大学戦略（Centennial SIT Action）」の達成度検証に基づいた、改善・向上に向けた取組みが期待される。

なお、監事による監査及び公認会計士による財務監査に加え、監査室による内部監査の三様監査を定期的実施している。特に、3名の常勤監事が、大学等の主要な会議に出席するなど、監査業務の充実を図っている。

（２）財務

＜概評＞

2027（平成 39）年度までの中・長期の財政シミュレーションを実施し、法人全体としての数値目標を掲げ、決算や予算編成の都度、見直している。財政状況については、「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持しており、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2027（平成 39）年の創立 100 周年記念事業として豊洲キャンパスに第二校舎棟を建設することが決定しており、これを含む大型施設設備投資計画を反映した 2027（平成 39）年度までの中・長期の財政シミュレーションを実施している。このシミュレーションは、翌年度繰越支払資金や引当特定資産の残高を一定水準で推移させ、財務基盤を安定的に維持するよう図っており、決算や予算編成の都度、見直している。また、法人全体として、決算における経常収支差額比率 8 %の達成を目標としており、2015（平成 27）年度以降、この目標を達成している。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、人件費比率、教育研究経費比率、事業活動収支差額（帰属収支差額）比率はいずれ

も、良好である。貸借対照表関係比率は、同平均に比べ、純資産構成比率及び流動比率が低く、総負債比率は高くなっているものの、「要積立額に対する金融資産の充足率」は増加傾向にあることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、獲得支援を行う産学官コーディネーターを置くなどの取り組みを行っており、科学研究費補助金及び学外研究費の獲得等に一定の成果を上げている。

以 上